

復興庁行政事業レビュー行動計画

平成25年	5月30日
平成26年	4月9日改訂
平成27年	4月30日改訂
平成28年	4月13日改訂
平成29年	4月18日改訂
平成30年	4月17日改訂
平成31年	4月9日改訂
令和2年	4月16日改訂
令和2年	8月4日改訂
令和3年	4月12日改訂
令和4年	4月5日改訂
令和5年	5月30日改訂
令和6年	5月30日改訂
復興庁	

I 目的

この計画は、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算の支出先や使途の実態把握、自己点検等を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込の低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、必要な事項を定め、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理を図ることを目的とする。

II レビューの取組体制

復興庁におけるレビューは、以下の復興庁行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を中心とした体制で実施する。なお、主担当は統括官付参事官（予算会計企画担当）とする。

統括責任者：統括官
副統括責任者：統括官付審議官
メンバー：統括官付参事官（予算会計企画担当）、
統括官付参事官（EBPM推進担当）、
統括官付参事官（政策評価担当）

Ⅲ 事業の点検等

1. 行政事業レビューシートの作成

(1) 事業単位の整理

チームは、原則、毎年4月中旬を目途に、以下の事業（事務的経費、人件費等は除く。）について、点検の対象となる事業の単位を整理する。

- ・現年度：レビューシートを作成する年度（以下「現年度」という。）
- ・前年度：現年度の1年前の年度（以下「前年度」という。）
- ・翌年度：現年度の1年後の年度（以下「翌年度」という。）
- ・前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）
- ・新規開始事業：現年度に新規に開始した事業（以下「新規開始事業」という。）
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

(2) 行政事業レビューシートの作成

- ① レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）については、当該事業を所管する参事官等（以下「事業所管部局」という。）が、事業の単位ごとに内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて「行政事業レビューシート」（以下「レビューシート」という。）を作成する。一括計上事業については、関係府省庁において当該事業を執行する局部課等（以下Ⅲ 1. 及び2. において「関係府省庁」という。）の協力を得てレビューシートの作成を行う。
- ② レビューシートの作成に当たって、事業所管部局等は、活動・成果実績、予算の支出先、用途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その点検結果をレビューシート(事業所管部局による点検欄まで)に入力する。

2. 外部有識者及びチームによる事業の点検

(1) 外部有識者による点検

- ① チームは、前年度に新規に開始した事業等、外部の視点を活用したレビューの実施が必要と判断した事業（以下「外部有識者点検対象事業」という。）について、別途指名する外部有識者によって構成される「復興庁行政事業レビュー外部有識者会合」（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、点検を求める。なお、選任した外部有識者のリストをホームページにおいて公表するものとする。
- ② 選定した外部有識者点検対象事業に対して、外部有識者から追加や変更の申出があった場合は、申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由をホームページにおいて公表するものとする。
- ③ 公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、レビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けることとする。また、講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を設ける。

(2) 公開プロセスの実施

- ① チームは、外部有識者点検対象事業のうち、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもののほか、事務局が、公開プロセスの候補として追加すべきと判断したものを公開プロセス候補事業として外部有識者会合に示し、外部有識者（事務局が指名した2名以上を含む。）の理解を得て公開プロセス対象事業を選定し、毎年6月中を目途に公開プロセスを実施することとする。一括計上事業については、担当府省庁の協力を得て公開プロセスを実施することとする。
- ② 公開プロセスに参加する外部有識者は4名以上とし、復興庁が（1）で指名した外部有識者2名以上及び事務局が指名した外部有識者2名以上とする。
- ③ 公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合については、毎年4月を目途に開催することとし、その議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 選定した公開プロセス対象事業に対して、外部有識者（事務局が指名した2名以上含む。）から追加や変更の申出があった場合は、申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由をホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかにホームページにおいて公表するものとする。

(3) チームによる点検（サマーレビュー）

チームによる点検（サマーレビュー）は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、事業全体について点検・改善につなげる。

チームは、特に、新規開始事業及び新規要求事業については、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効果的、効率的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行うものとする。

また、チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

3. 概算要求等への反映

復興庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チーム所見の概算要求等への反映状況について、レビューシートの所定の欄に入力するものとする。

4. レビューシートの公表

レビューシート及びチームの所見の概算要求への反映状況については、翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までにRSシステムにおいて公表するものとする。

なお、レビューシートを公表後に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表するものとする。

5. 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映

復興庁は、行政改革推進会議による検証結果を以後の予算等に的確に反映させるものとする。

6. 優良な事業改善の取組の積極的な評価

自律的にレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、チームは、その活動を通じて把握した事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等（統括責任者より上位の職位の者を含む。）から表彰する。

優良事業改善事例については、9月末までにレビューシートとともに評価内容等をホームページにおいて公表するものとする。

7. 職員の資質向上に係る取組

チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、レビューシートを用いて職員に対して指導を行うものとする。

IV. 基金の点検等

1. 「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成

(1) 作成対象となる基金の整理

チームは、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成対象となる基金事業の単位を整理する。

(2) 「基金シート」等の作成及び公表

① 対象となる基金については、当該基金を所管する参事官等（以下「基金所管部局」という。）が、基金事業の単位ごとにRSシステムを用いて「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成する。一括計上事業により造成された基金については、関係府省庁において当該基金を所管する局部課等が、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成し、チームにおいてとりまとめる。

② 「基金シート」の作成に当たっては、基金所管部局等は、厳格な自己点検を実施し、その点検結果を入力する。適切な入力及び厳格な自己点検が行われているかについて、チームは外部有識者による点検を求め、点検の結果を外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。チームは、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、基金所管部局等の指導を行い、基金事業全体について点検・改善につなげるための点検を行う。

③ 作成された「基金シート」等は、それぞれ次に掲げる期限までにRSシステムにおいて公表を行う。

i) 基金シートの公表 9月中旬

ii) 地方公共団体等保有基金執行状況表 9月中旬

2. 「出資状況表」の作成

- (1) チームは、作成対象となる国からの出資を整理する。
- (2) 対象となる出資については、国から出資を受けた法人等を所管する参事官等が、RSシステムを用いて「出資状況表」を作成する。一括計上事業による出資については、担当府省庁において当該法人等を所管する局部課等が、「出資状況表」を作成し、チームにおいてとりまとめる。
- (3) 作成された「出資状況表」については、9月中旬までにRSシステムにおいて公表を行う。

V. その他

1. レビューシートの活用

チームは、作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

2. 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

3. 政策評価及び経済・財政一体改革との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性に留意しながら行うものとする。

4. 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省庁の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。

特別な事情により、本計画のスケジュールによりがたい場合は、柔軟に対応するものとする。

5. その他レビューの実施に必要な事項

事務局から、レビューの適切な実施のために必要な資料の提出及び説明の求めがあった場合には適切に対応するものとする。